

“赤い羽根共同募金”

「住みよい地域づくり支援事業」助成募集要領

《令和5年度実施分》

奈良県共同募金会桜井市共同募金委員会

1. 目 的

地域福祉の推進を図るための「共同募金」は、誰もが住み慣れた地域で、安心、安全に暮らすことができ、住民自らが参加する地域福祉コミュニティを実現するため、様々な民間の社会福祉活動を財政面で積極的に支えていく役割を担っています。

本会では、日頃から公的な援助を受けないで、地域福祉課題にとりくむ柔軟かつ多様で地道な活動に対し、財政面から支援するため、「公募」により、活動資金を助成することとします。

2. 助成の対象となる費用・事業・期間

【対象となる活動団体・グループ】

市内で活動する福祉団体、ボランティアグループ等で、次の①～⑦の要件をいずれも満たしていること。

- ① 事業実施に必要な資金の確保に困難をきたしていること
- ② 営利を目的としないこと
- ③ 公益性を有すること
- ④ 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して活動していること
- ⑤ 民間性、自主・自立性を有すること
- ⑥ 活動の内容や事業内容、財務の状況を公にできること
- ⑦ **“赤い羽根共同募金”の趣旨に理解、共感し、積極的に参画、推進するもの**

【助成の対象となる事業】

次の事業等で、公的助成を受けていないこと。

- ① 地域福祉、福祉に関する保健、医療、子育て、教育分野、防災・防犯、環境美化・保護などの社会的課題への取り組み
- ② その他、本会が必要と認めた地域福祉、住民生活の向上につながる事業・活動

【助成の対象となる費用】

- ① 活動のために必要な会議費、研修費、備品・機材等の購入費（最高 20,000 円）、PR 資料などの作成費、活動団体の運営に必要な最低限の経費とします。
- ② その他、本会が特に必要と認めた経費

※今回の助成は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施される活動が対象です。

【助成の対象として認められない費用】

- ① 会議・活動等に伴う飲食代
- ② 報酬、人件費に類するもの
- ③ 建物、付帯設備等の整備に関する費用
- ④ 20,000 円を超える備品、機材等の購入費用
- ⑤ 研修旅行費、高額な交通費
- ⑥ 区会所・コミュニティーセンターの備品

【助成の限度額】

実施しようとする特定の活動・事業に要する助成対象経費の5分の4以内で、原則1団体1事業までとし上限を**18万円**とする。

3. 募集期間及び申請方法

所定の助成交付申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、下記本会窓口へ提出してください。必要に応じて内容についてのヒアリングを行います。

助成交付申請書は本会事務局に直接請求されるか、本会のホームページからダウンロードしてください。

HP アドレス : <http://www.sakuraisyakyo.jp>

「共同募金」→「住みよい地域づくり支援事業」→「申請要領」・「申請書様式」

【申請受付期間】 令和5年1月13日(金)から令和5年3月10日(金)まで《必着》

【提出先・お問合せ】 奈良県共同募金会桜井市共同募金委員会

〒633-0062 奈良県桜井市大字栗殿1000番地の1

(桜井市福祉保健センター 陽だまり内)

TEL : 0744-42-2724 / FAX : 0744-46-5052

※ 担当者が不在の場合もありますので、窓口にお越しの際は、事前に電話で来局日時の連絡をお願いします。

4. 助成審査及び決定

① 配分審査委員会の審査により決定します。

・令和5年4月中頃、助成対象団体及び助成額を決定し、対象団体に直接通知します。

② 審査に際して必要が生じたときは、申請者に対し説明を求めることがあります。また新規で申請される場合については、審査会に出席していただき活動内容や目的をヒアリングしていただく予定です。

③ 年度予定助成金に剰余金が生じたときは、会長の許可を得て、車椅子や杖などの福祉用具や、AED 関連用品、防災関連用品の購入のほか社会福祉協議会の地域福祉事業費に充てることがあります。

5. 助成金の交付

助成金は、令和5年5月下旬頃に指定の口座へ送金します。

また、当該年度内において計画どおり事業・活動が実施されなかった場合は、精算の上、不要額について返還していただきます。この場合、事業・活動の進捗状況に変更がある団体等は、可能な限り、令和5年12月末日までに本会事務局までお知らせください。

6. 事業完了報告書の提出

この助成を受けた団体等は、当該事業・活動を令和6年3月末日までに完了し、同年4月末日までに、所定の事業完了報告書に関係書類を添えて提出いただきます。なお、原則として領収書の提示が必要になりますので、お取り扱い願います。

7. その他

申請書に記載していただく個人情報は、本会において適性に管理し、無断で第三者に提供することはありません。ただし助成を受けた事業・活動内容・団体名・活動写真等について、事業者の了解を得て、本会のホームページや広報などの媒体に掲載するなど本運動の普及・啓発のために使用することがあります。